

(参考2) 建築基準法に基づく主な整備内容

項目	適用規模等	整備すべき内容
敷地と道路が接する長さ	0㎡～	幅員4m以上の道路に <u>3m以上の長さ</u> で接すること
非常用照明の設置	0㎡～	居室、避難経路(廊下、階段等)に設置
防火上主要な間仕切り ※1	0㎡～	主に以下の箇所に準耐火構造以上の壁の設置 ①居室間(3室100㎡以内は1室扱い) ②居室・避難経路間 ③火気使用室・その他の部分
居室の採光	0㎡～	床面積×(1/7～1/10)以上の大きさの窓等の設置
居室の換気	0㎡～	床面積×1/20以上の大きさの窓等の設置
階段幅等	0㎡～	<通常> 幅75cm以上、 <u>蹴上げ22cm以下、踏面21cm以上</u> <直上階の居室の床面積の合計200㎡超> 幅120cm以上、蹴上げ20cm以下、踏面24cm以上
2以上の階段設置	避難階以外の居室の床面積50㎡超	避難上有効に2箇所以上設置
廊下幅	居室の床面積200㎡超	※3室以下の専用ものを除く 両側居室で1.6m以上、その他で1.2m以上
内装制限	0㎡～	火気使用室：準不燃材料以上
	用途に供する床面積200㎡以上	居室の壁：難燃材料以上 廊下階段等：準不燃材料以上 ※ただし、 ・耐火建築物は3階以上の床面積300㎡以上 ・準耐火建築物は2階部分の床面積300㎡以上の場合に適用
構造制限		2階部分の床面積300㎡以上→準耐火建築物 3階以上を当該用途に供する→耐火建築物
用途地域の規制		工業専用地域での設置不可

○その他にも必要な整備内容あり

※1 防火上主要な間仕切り設置の規制緩和について

次の方法をとる場合は、防火上主要な間仕切りを準耐火構造としなくてもよい。

方法1	建物の床面積が200㎡以下でスプリンクラーが設置されている場合 ●200㎡以上の場合は200㎡以内毎に防火区画が必要
方法2	住宅用火災報知器を設置し、居室の床面積の合計が100㎡以下で、 ①居室から直接「屋外通路」や「屋外通路に面したバルコニー」に出られる場合 ②居室(当該居室の戸は常時閉鎖又は自動閉鎖に限る)から出口までが8m以内である場合など避難が容易な状況である場合(居室の内装が難燃以上であれば16m) ●居室：廊下、階段、トイレ、倉庫などを除く居住や作業に関わる部屋